

平成 28 年度事業報告

◎ 当年度の重点目標を、

1. 国保関連制度の改善対策
2. 保険税（料）収納対策
3. 共同処理業務の推進
4. 国保診療報酬審査支払業務の推進
5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進
6. 保健、医療、福祉対策の推進
7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進
8. 医師確保対策事業の推進
9. 介護保険関連業務の推進
10. 障害者総合支援給付関連業務の推進
11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進
12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

の 12 点とし、それぞれの事業を実施しました。

1. 国保関連制度の改善対策

医療保険制度の一本化の早期実現や介護保険制度の長期安定化を図るための財政支援などを強く求めている、国保中央会の運動に積極的に参画しました。

平成 30 年度から施行される国保財政運営の都道府県化については、「国と地方の協議」等において制度の詳細について詰めの協議が急ピッチで進められています。

このような中、国は今回の改革の前提条件として平成 29 年度から財政支援することとしていた 1,700 億円のうち、300 億円を子育て支援等に振り向けましたが、平成 32 年度末までにこれを穴埋めし、制

度運営に支障をきたさないようにすることで決着をみました。

一方、本県における国保事業費納付金や、標準保険料率の具体的な算定方法等については、県に設置の市町村国保主管課長代表者等をメンバーとする「国保制度改革検討ワーキンググループ」で協議が進められ、平成29年2月に市町村長等で構成する「青森県国民健康保険市町村等連携会議」に、その仮算定結果と国保運営方針（素案）が提示されました。

今後は、国保改革に伴う各自治体における条例改正や納付金の決定、国保運営方針の策定に努めるとともに、新しい電算処理システムの円滑な運用と加入者への十分な広報活動が急がれます。

2. 保険税（料）収納対策

保険税（料）収納率の更なる向上を図るため、地元三紙への新聞広告やテレビスポット放送による広報を実施しました。

また、厚生労働省のアドバイザーを講師に迎え、保険税（料）収納事務担当者研修会を開催するなど保険者支援に努めました。

3. 共同処理業務の推進

国保事務の効率化を図るための国保総合システムの運用については、市町村事務担当者を対象とした操作研修を実施するとともに、希望市町村には現地研修を行いました。

また、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の円滑な運営に努めるとともに、国が取り組みの強化を求めているジェネリック医薬品利用差額通知業務や第三者行為求償事務など各種共同処理業務を積極的に推進しました。

一方、平成30年度からの新制度への移行準備については、県から国保事業費納付金等算定業務の委託を受けて、市町村からのデータ収集や

仮算定業務を実施しました。

併せて、県単位で被保険者資格を管理する国保情報集約システムの導入に努め、予定どおり準備を完了しました。

4. 国保診療報酬審査支払業務の推進

国保診療報酬審査委員会並びに柔道整復療養費審査委員会と連携した事務共助、事務点検（縦覧点検・横覧点検・突合点検）の充実・強化を図るとともに、画面審査システム等のチェック機能を強化し査定率の向上に取り組みました。

併せて、保険者からの受託業務であるレセプト二次点検業務については、システムチェック項目の精査を図るなどその強化に努めました。

また、新しい国保制度に対応した次期国保総合システムについては、平成30年1月の本稼働に向けた環境整備に取り組みました。

5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進

後期高齢者医療広域連合からの受託業務である医療費等の審査支払業務をはじめ、各種電算処理業務、資格確認業務、レセプト二次点検業務、第三者行為求償事務などを適確に処理しました。

併せて、健康づくり事業に活用するためのデータの提供に努めました。

6. 保健、医療、福祉対策の推進

健康づくり推進団体である「在宅保健師の会」並びに「保健協力員会等連絡協議会」と連携し、地域に根ざした保健活動の支援に努めるとともに、県と一体となって各種健康づくり事業を積極的に推進しました。

特に、国保データベース（KDB）システムを活用した市町村のデータヘルス事業を支援するために本会に設置している「保健事業支援・評価委員会」については、国保・保健担当職員を対象とした研修会を開催

するとともに、データヘルス計画の策定及び評価に関する対面支援を実施するなど保健事業を効果的に展開できるよう保険者支援に努めました。

併せて、県内医療保険者で組織する「保険者協議会」が取り組む健康づくり事業についても積極的に推進しました。

7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進

保険者からの受託業務である特定健診等のデータ管理業務、費用決済処理業務及び法定報告代行業務などを適確に処理しました。

また、特定健診等実施率のより一層の向上を図るため、テレビやラジオスポット放送などによる広報活動や、県内保険者における効果的な取り組みを事例集にまとめて情報提供するなど保険者支援に努めました。

8. 医師確保対策事業の推進

県内自治体病院・診療所における医師不足解消策の一環として、県と市町村が一体となって推進している医師修学資金支援事業については、事業開始以来12年間で283名（うち平成28年度新規分28名）の修学生に貸与しました。

この事業による支援終了者は平成28年度末で128名ですが、そのほとんどが弘前大学医学部附属病院や青森県立中央病院など都市部の中核病院に勤務しており、町立病院や診療所の医師不足はなかなか改善されておられません。

これを解消するため、平成28年度の特別枠採用者から町立病院や診療所での一定期間の勤務を厳格化したので、その成果が待たれます。

9. 介護保険関連業務の推進

介護給付費の審査支払業務並びに介護サービス苦情処理業務の円滑な運営に努めました。

また、年々増え続ける介護給付費の適正化対策の一環である縦覧点検や介護給付費通知作成等業務を適確に処理するとともに、県と連携しケアプラン点検等に関する個別研修を実施するなど市町村支援に努めました。

併せて、平成29年4月から実施する市町村を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明会を6地区毎に開催するとともに、青森県在宅保健師の会と連携し、住民主体による「通いの場」づくりなどの介護予防事業への支援に努めました。

10. 障害者総合支援給付関連業務の推進

障害介護給付費等支払事務並びに障害児給付費支払事務については、県及び市町村と連携し円滑な運営に努めました。

また、平成30年度から新規に実施予定の給付費審査に対応するため、その関連情報の収集等に努めました。

11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進

市町村と年金保険者間で交換する保険料の特別徴収に関する情報の経由業務を適確に処理しました。

また、新規事業である介護保険施設における補足給付（食費・居住費）及び臨時福祉給付金の支給に関する情報の経由業務についても円滑な運営に努めました。

12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

出産育児一時金等の支払業務については、市町村をはじめ関係機関等の協力により順調に運営することができました。